

平泉町学習交流施設
事業者選定基準

平泉町
令和6年7月

《目 次》

1	総則	1
2	審査方法	1
3	資格審査	2
4	提案審査	3
5	優先交渉権者の決定	6

1 総則

(1) 本書の位置づけ

「事業者選定基準」（以下「選定基準」という。）は、平泉町（以下「町」という。）が、平泉町学習交流施設管理運営事業（以下「本事業」という。）への提案を検討する民間事業者を対象に公表するものであり、「募集要項」と一体のものとして位置付けられるものである。本書は、町が本事業の総括管理、維持管理、運營業務（以下、「特定業務」という。）を実施する事業者（以下、「特定事業者」という。）に対し期待する内容を示し、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者、次順位交渉権者を決定するための基準を示すものである。

2 審査方法

応募者から提出された書類に対し、資格要件、仕様書への適合、特定業務の提案内容及び価格に関する提案を総合的に評価することにより審査を行う。

指定管理者の選定にあたっては、「平泉町指定管理者制度運営委員会設置要綱」に基づき設置された「平泉町指定管理者制度運営委員会（以下、「委員会」という。）」において、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション）結果を踏まえ、優先交渉権者及び次順位優先交渉権者を決定する。町は、優先権者と協定の協議を行い、協議が整わない場合は、次順位優先交渉権者と協議する。

なお、第1次、第2次とも審査は非公開ですが、プレゼンテーションは公開で行うとともに選定後は、応募の概況（経過、応募者名）、審査の概況を公表します。

ただし、応募者及び応募者の利害関係人についてはプレゼンテーションの傍聴はできません。

(1) 第1次審査

応募書類に基づき選定を行う。

第1次審査の結果は、全応募者に令和6年10月中旬に郵送して通知する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

第1次審査通過者に対して、令和6年10月下旬～11月中旬に第2次審査を行い、指定管理者を選定する。

1 応募者あたりの説明時間（パワーポイントを使った説明可）は30分以内、質疑応答を30分以内とする。なお、グループ応募の場合は、すべてのグループ構成団体から説明者を出席させてください。

第2次審査の結果は、令和6年11月中旬に通知する。

(3) 指定管理者の指定手続き

協定の協議が整った特定事業者については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき指定管理者として指定する議案を教育委員会に対して提案し、議決後、地方自治法の規定に基づき指定管理者として指定する議案を議会に対して提案し、議決後、指定管理者として指定する。

3 資格審査

資格審査では、応募者から提出される資格審査に関する提出書類を基に、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認する。参加資格が確認できない場合は失格とする。本審査における確認内容は下表のとおりとする。

表1 資格審査における確認内容

区 分	確認内容	対象様式
応募者の構成	①応募者は、特定業務を行う企業で構成されていること。 ②複数規企業で応募する場合は、代表企業、構成企業、協力企業が明らかであり、各企業の業務範囲が明確であること。	様式2-1
全 般	①地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと。	様式2-1
	②会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生手続又は再生手続の開始決定後、平泉町から再認定を受けている者を除く。）	様式2-1
	③募集要項等の公表日から審査選定までの間に、令和6年度平泉町入札参加資格審査申請要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。	様式2-1
	④地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがない者。	様式2-1
	⑤応募者を構成する企業の代表者は、指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）又は第180条の5第6項（委員の兼業禁止）の規定に抵触しない者。	様式2-1
	⑥国、県、町に納めるべき税金等を滞納している者でないこと。	様式2-1 様式2-5
	⑦平泉町暴力団排除条例（平成27年条例第16号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。	様式2-1
	⑧平泉町指定管理者制度運営委員会の委員が所属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。	様式2-1

区 分	確認内容	対象様式
総括管理	①総括管理業務を実施するにあたり、平泉町学習交流施設指定管理者募集要項等（以下、「募集要項等」という。）に示す必要な資格・専門性を有すること。（詳細は、募集要項等で示す。）	様式 2-2 様式 2-5
	②1,500 m ² 以上の同種の公共施設の総括管理業務実績があること。	様式 2-2 様式 2-5
維持管理	①維持管理業務を実施するにあたり、募集要項等に示す必要な資格・専門性を有すること。（詳細は、募集要項等で示す。）	様式 2-3 様式 2-5
	②1,500 m ² 以上の同種の公共施設の維持管理業務実績があること。	様式 2-3 様式 2-5
運 営	①運営業務を実施するにあたり、募集要項等に示す必要な資格・専門性を有すること。（詳細は、募集要項等で示す。）	様式 2-4 様式 2-5
	②1,500 m ² 以上の同種の公共施設の運営業務実績があること。	様式 2-4 様式 2-5

4 提案審査

(1) 基礎審査

基礎審査では、提案書について提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを確認する。全ての確認項目を満足できていない応募者は失格とする。

(2) 総合審査

① 総合審査の方法

総合審査では提案価格と提案内容の2つの面から評価を行う。

提案価格の評価点が20点満点、提案内容の評価点が100点満点の合計120点満点で評価する。また、総合審査の結果が同点となった場合には、提案内容の評価点が高い応募者を最優秀提案とする。

なお、選定委員会は、総合審査の過程において各応募者に対しプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは令和6年11月を予定しているが、詳細については提案書受付後に改めて町から各応募者に連絡する。

【本施設の特定業務】

審査点数（満点 120 点）

＝提案価格の得点（満点 20 点）＋提案内容の得点（満点 100 点）

② 提案価格の評価

提案価格は、サービス対価について 20 点を配点する。また、以下を提案評価額とする。

※金額は、全て税込、名目値とする。なお、「名目値」とは、現在価値換算前の金額を指す。

提案評価額の点数化方法を以下に示す。なお、点数化の際は、小数点第 3 位を四捨五入し、小数点第 2 位までを求める。

表 2 価格審査の項目及び配点

審査項目（評価の視点）	配点	点数化方法
サービス対価（円）	20 点	最も低い提案評価額を満点とし、他の提案評価額については、次の式にて算定 点数 = (最低提案評価額 ÷ 提案評価額) × 20

③ 提案内容の評価

提案内容は、次頁「(4) 評価項目及び配点」に基づき、下表の採点基準により選定委員会が点数化する。なお、点数化の際は、小数点第 3 位を四捨五入し、小数点第 2 位までを求める。

表 3 提案内容の評価における採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	提案内容が非常に優れている	配点 × 1.00
B	提案内容がやや優れている	配点 × 0.80
C	提案内容が普通である	配点 × 0.60
D	提案内容がやや劣っている	配点 × 0.40
E	提案内容が非常に劣っている	配点 × 0.2

④ 評価項目及び配点

【本施設の特設業務】

a 事業計画に関する事項【22 点】

項目	評価の視点	配点	主たる対象様式
1 事業コンセプト	①本事業の目的を十分に理解した提案となっている。 ②町のまちづくりの取り組みを踏まえた提案となっている。 ③その他、優れた提案が含まれている。	各 3	様式 3-2
2 事業実施体制	①事業期間中、確実かつ円滑に実施できる体制が構築されている。 ②事業実績が豊富で円滑な実施が期待できる。 ③その他、優れた実施体制が構築されている。	各 3	様式 3-3

3	事業リスク及び事業収支計画	<p>①想定される事業リスクを明確に整理し、対応策が考慮されている。</p> <p>②事業の安定性を確保するための方針が明確になっている。</p> <p>③実績に基づく事業収支計画が立案されている。</p> <p>④その他、優れたリスク管理や事業収支計画が含まれている。</p>	各 1	様式 3-3
小 計			22	

b 特定業務に関する事項【57点】

項 目	評価の視点	配点	主たる対象様式	
1	特定業務の基本的考え方	<p>①本施設における特定業務内容が十分に理解され、合理的かつ効率的な業務管理の考え方が示されている。</p> <p>②サービス水準の維持・向上を図るための効果的なセルフモニタリングの方法やクレーム対応の考え方が提案されている。</p> <p>③その他、優れた提案が含まれている。</p>	各 2	様式 4-2
2	特定業務の実施体制	<p>①本施設における良好なサービスの提供において、合理的かつ効率的で、サービス向上に資する適切な人員配置が提案されている。</p> <p>②繁忙期の対応、個人情報の取り扱いや非常時等の危機管理対応について、具体的に提案されている。</p> <p>③その他、優れた提案が含まれている。</p>	各 2	様式 4-3
3	保守・点検業務、清掃業務、警備業務、備品管理業務	<p>①本施設の性能を適切に維持するための具体的な業務内容が提案されている。</p> <p>②省エネや省資源に配慮した業務の工夫について提案されている。</p> <p>③その他、優れた提案が含まれている。</p>	各 1	様式 4-4
4	公民館機能・ホール機能運営業務	<p>①施設の基本的なコンセプトや運営の基本方針を踏まえた、具体的な工夫や配慮が提案されている。</p> <p>②予約の受け付けや窓口対応などにおける、利用者への配慮が提案されている。</p> <p>③その他、優れた提案が含まれている。</p>	各 5	様式 4-5

5	図書館機能・情報発信機能運営業務	①施設の基本的なコンセプトや運営の基本方針を踏まえた、具体的な工夫や配慮が提案されている。 ②図書・雑誌等の選定の考え方について、具体的な提案がなされている。 ③その他、優れた提案が含まれている。	各 5	様式 4-6
6	子育て支援機能運営業務	①施設の基本的なコンセプトや運営の基本方針を踏まえた、具体的な工夫や配慮が提案されている。 ②その他、優れた提案が含まれている。	各 4	様式 4-7
7	事業実施業務	①にぎわい交流拠点となる各機能における取り組みについて、具体的な提案がある。 ②その他、優れた提案が含まれている。	各 2	様式 4-8 様式 6-6
小 計			57	

c 地域経済・社会への配慮・貢献【21点】

項目	評価の視点	配点	主たる対象様式	
1	地域経済への配慮・貢献	①本事業における各業務等において、町内企業を活用するなど地域経済への配慮がなされている。 ②障害者雇用、男女平等参画、地域との共生など、地域への貢献の提案がある。 ③その他、優れた地域貢献への提案がある。	各 2	様式 5-2
2	地域社会への配慮・貢献	①町民同士の交流を活発にする取り組み等の提案がある。 ②世界遺産を有する町の特徴を踏まえ、経済的価値を生み出す取り組みや、観光地としての魅力を高める取り組みの提案がある。 ③その他、優れた地域貢献への提案がある。	各 5	様式 5-3
小 計			21	

d 総合審査による最優秀提案の選定

提案内容及び提案価格の評価による得点の和（総合審査の得点）が最も高い提案を最優秀提案として、2番目に高い提案を次点として選定する。

5 優先交渉権者の決定

町は、委員会における最優秀提案及び次点の選定結果をもとに、優先交渉権及び次順位優先交渉権者を決定する。